

□ 福祉医療費受給者証の更新をお忘れなく □

母子家庭等福祉医療費受給者証、父子家庭福祉医療費受給者証の有効期間が令和2年10月31日までですので、受給者証をお持ちの人は更新の手続きを行ってください。なお、更新該当者には10月上旬に更新案内の通知と申請書を郵送します。

対象者

- ・有効期間が令和2年10月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの人
- ・前年度所得制限により受給できなかった人
(令和2年度所得によっては受給が可能です。所得制限内の場合は更新案内の通知と申請書を郵送します。)

手続きに必要なもの

- ・郵送する申請書
 - ・対象者の方の健康保険証
 - ・印鑑(シャチハタ不可)
 - ・現在お持ちの福祉医療費受給者証
- ※保険情報の確認ができない場合は、新しい受給者証を交付できませんのでご注意ください。

手続き方法

- ・健康福祉課にて必要書類にご記入いただき、交付します。(書類不備などがありますと交付できないことがありますのでご注意ください。)

☎健康福祉課 ☎32-1105

□ 国民年金保険料は納期限までに納めましょう □

年金保険料の納付方法は口座振替や納付書での支払い、クレジットカードでの納付などがあり、割引の制度もあります。通常、毎月の年金保険料の納付期限は翌月末になっています。納付期限が過ぎても、納付期限から2年間は納付書を使用して納付することができます。

しかし、納付が遅れていると万一、障害基礎・遺族基礎年金を受給しようとしたときに年金を受け取れない場合などもあります。

また、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された納期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられます。国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付免除・猶予される制度がありますので、住民人権課へご相談ください。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166
住民人権課 ☎32-1104

□ 国民健康保険被保険者証に関するお知らせ □

令和2年10月1日付けで保険証を更新しています。現在お持ちの有効期限切れ(令和2年9月30日まで)の古い保険証は、ご自身で細かく裁断し、処分していただくか、住民人権課または最寄りの自治会館にご返却いただきますようお願いいたします。

また、既にほかの医療保険に加入している場合は、国民健康保険(国保)をやめる届け出をしないと、国保の保険税とほかの医療保険の保険料を二重に支払うことになります。さらに誤って国保の保険証を使って診療を受けると、国保が負担した医療費をお返しいただくことになります。

国保をやめるときには、次のものをお持ちいただき手続きしてください。

- 職場などの新しい健康保険の保険証
- 養老町国民健康保険被保険者証
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 個人番号カードまたは、個人番号通知カード

☎住民人権課 ☎32-1104

□ 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について □

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる人に対し、国が定める基準に基づく国民健康保険税の減免を実施しています。申請にあたり、申請書および収入を証明する書類などが必要になります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎税務課 ☎32-1103